

平成26年度決算に基づく健全化判断比率の状況について

(単位：%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
131113	東京都	大田区	-	-	-1.2	-

※ 『-』は黒字を示す。

(単位：%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
		財政再生基準	20.00	30.00	35.0	
152,039,902	0					

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、上記のとおり健全化判断比率を監査委員の意見書を付して報告する。

平成27年9月11日

提出者 大田区長 松原 忠義

報告第 23 号

民事訴訟の提起に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記調書のとおり民事訴訟の提起に係る専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 27 年 9 月 11 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

記

使用料等の支払を求める訴えの提起に係る専決処分調書

番号	訴訟の目的の価額	概 要
	専 決 処 分 日	
1	307 万 5,622 円	(1) 被告 債務者及び連帯保証人 (2) 請求の原因 大田区民住宅の使用料及び共益費を滞納したため (3) 請求の要旨 平成 13 年 1 月から平成 23 年 7 月までの間に滞納した使用料及び共益費の支払
	平成 27 年 8 月 25 日	

報告第 24 号

訴訟上の和解に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記調書のとおり訴訟上の和解に係る専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 27 年 9 月 11 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

記

大田区奨学金の返還を求める訴訟上の和解に係る専決処分調書

番号	和解の目的の価額	概 要
	専 決 処 分 日	
1	292 万 2,483 円	(1) 被告 債務者及び連帯保証人 (2) 訴訟提起日 平成 27 年 6 月 5 日 (3) 和解の要旨 滞納した貸付金 274 万円及び第 2 回口頭弁論までの確定遅延損害金 18 万 2,483 円の弁済並びに今後の支払等
	平成 27 年 8 月 7 日	

報告第 25 号

訴え提起前の和解に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記調書のとおり訴え提起前の和解に係る専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 27 年 9 月 11 日

提出者 大田区長 松原 忠義

記

使用料の支払を求める訴え提起前の和解に係る専決処分調書

番号	和解の目的の価額	概要
	専決処分日	
1	357 万 7,754 円	(1) 相手方 債務者及び連帯保証人 (2) 請求の原因 大田区民住宅の使用料を滞納したため (3) 和解の要旨 滞納した使用料 28 万 1,500 円の弁済及び今後の支払並びに支払を怠った場合の建物の明渡し等
	平成 27 年 8 月 20 日	

報告第 26 号

区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 27 年 9 月 11 日

提出者 大田区長 松原忠義

記

番号	件名	賠償金額		概要
		専決処分日		
1	区設掲示板倒壊による物損事故		4 万 6, 224 円	平成 27 年 6 月 18 日午後 1 時 5 分頃、本羽田一丁目 12 番先において、相手方が区設掲示板の前に自転車を停めていたところ、当該掲示板が相手方自転車の上に倒壊し、当該自転車が損傷した。 (地域力推進部)
		平成 27 年 7 月 10 日		
2	印鑑登録申請時における物損事故		7, 406 円	平成 27 年 5 月 22 日午前 8 時 40 分頃、嶺町特別出張所において、職員が相手方から預かった印鑑を印鑑登録申請書に押印しようとしていたところ、誤って当該印鑑を床面に落とし、損傷した。 (地域力推進部)
		平成 27 年 6 月 25 日		
3	庁有車による車両損傷事故		37 万 8, 840 円	平成 27 年 7 月 23 日午前 9 時 15 分頃、千鳥二丁目 34 番先において、庁有車で丁字路を右折しようとした際、当該丁字路を右方向から直進してきた相手方車両と接触し、当該車両が損傷した。 (こども家庭部)
		平成 27 年 8 月 11 日		

4	ごみ収集作業車による物損事故	9万3,301円	平成27年3月28日午後0時40分頃、下丸子四丁目21番の大型マンションの敷地内において、ごみ収集作業車を後退させた際、当該作業車の後部が車止め用のポールに接触し、当該ポールが損傷した。 (環境清掃部)
		平成27年6月23日	
5	中学校から飛び出したボールによる建物損傷事故	23万472円	平成27年5月10日午前11時頃、区立大森第七中学校第二校庭において、野球部の練習試合中、生徒が打った野球ボールが校庭の防球ネットを越えて相手方宅のベランダの屋根に当たり、当該屋根の波板が損傷した。 (教育総務部)
		平成27年7月30日	

報告第 27 号

大田区立志茂田中学校校舎取りこわし工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 27 年 9 月 11 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 1 億 7,064 万円

今 回 変 更 金 額 金 1 億 7,190 万 3,600 円

2 専決処分日

平成 27 年 6 月 2 日

(説明)

平成 27 年第 1 回区議会定例会において議決された大田区立志茂田中学校校舎取りこわし工事請負契約について、平成 27 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針に基づき、契約金額を変更した。

報告第 28 号

大田区立下丸子図書館耐震補強その他工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 27 年 9 月 11 日

提出者 大田区長 松原 忠義

記

1 契約金額

当初金額 金 1 億 6,956 万円

今回変更金額 金 1 億 7,073 万 7,200 円

2 専決処分日

平成 27 年 5 月 28 日

(説明)

平成 27 年第 1 回区議会定例会において議決された大田区立下丸子図書館耐震補強その他工事請負契約について、平成 27 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針に基づき、契約金額を変更した。